

佐賀市不妊治療助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず、不妊治療の治療費が高額なため、十分な治療を受けることができない者も少なくないことから、治療費の一部を助成(以下「助成金」という。)し、もってその経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象となる治療)

第2条 助成の対象となる治療は、国内の医療機関において、夫婦間で行う健康保険が適用されない人工授精、体外受精又は顕微授精(以下「助成対象治療」という。)とする。

2 前項の助成対象治療の始期と終期は、医師の判断によるものとし、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても、助成の対象とする。ただし、次に掲げる治療法は、助成の対象から除くものとする。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母(妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠又は出産するもの)
- (3) 借り腹(夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの)

(助成対象者)

第3条 この事業の助成対象者は、戸籍法(昭和22年法律第224号)第74条の規定による届出を行った夫婦又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45の規定による「外国人住民」で、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 人工授精、体外受精及び顕微授精以外の治療法によっては、妊娠の見込みがない又は極めて少ない夫婦と医師に診断されていること。
- (2) 夫又は妻のいずれか一方又は両方が、1年以上佐賀市に居住していること。
- (3) 夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの間に、第6条の規定により申請を行った場合は、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること。

2 前項第3号の所得の額の計算方法は、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第3条の規定を準用し、別表1のとおり行うものとする。

(助成金の額及び助成条件)

第4条 この事業による助成金は、申請が行われた日の属する年度に医療機関に支払った額のうち、別表2に定める額とする。

2 助成金は、原則として治療が終了した日の属する年度内に助成の申請が行われ

たものについて、交付するものとする。

(助成期間)

第5条 前条第2項の規定による助成金の助成期間は、通算して5年度を限度とする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする夫婦（以下「申請者」という。）は、佐賀市不妊治療助成事業申請書（様式1号）（以下「申請書」という。）に、医療機関が発行する佐賀市不妊治療助成事業に係る受診等証明書（様式2号）（以下「証明書」という。）、佐賀市不妊治療助成事業助成金請求書（様式3号）（以下「請求書」という。）、医療機関が発行する領収書及び別表3に掲げる書類を添えて、市長に申請を行うものとする。この場合において、証明書は、佐賀県不妊治療支援事業に係る受診等証明書の写しをもって、代用することができるものとする。

2 請求書の提出について、申請者が次条第1項の規定による決定の後を希望する場合は、前項の規定にかかわらず、これを認めるものとする。

(助成の決定)

第7条 市長は、申請を受理した後、速やかにその内容を審査し、助成の可否及び助成金額について決定するものとする。

2 市長は、助成が適当であると認めるときは、申請者に対し「佐賀市不妊治療助成事業決定通知書」（様式第4号）により通知する。

3 市長は、助成が不相当であると認めるときは、申請者に対し「佐賀市不妊治療助成事業不承認決定通知書」（様式第5号）により、理由を付して通知する。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条第2項の規定による通知を行ったときは、速やかに申請者に対し、助成金を支払うものとする。ただし、第6条第2項の規定により、請求書が提出されていない場合は、請求書が提出された後、速やかに申請者に対し、助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第10条 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる混合診療を認めるものではなく、保険外診療である不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものである。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。